ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策

(新制度:「Covid-19 公衆衛生保全マップ」の危険レベルに応じた地域別制限措置)

■ 1 「Covid-19 公衆衛生保全マップ」による地域別制限措置

ギリシャ政府による新たな感染症対策の枠組みとして「Covid-19 公衆衛生保全マップ」(Covid-19 Public Health Safety and Protection Map)が公表され、今後は、同マップに基づいた地域別制限措置が出される模様です。

(https://covid19.gov.gr/covid-map/)

基本的にはギリシャ全土の74の郡ごとに、感染度に応じて次の4つの危険レベルに応じた感染防止措置が定められるとのことですが、緊急の場合は例外的に市町村等に対する措置もあり得るとのことです(人口10万人あたりの感染者数や、ICU使用率等が目安となり、基本的に14日ごとに見直しがなされるそうです)。

危険レベルは以下の4つとなっています。

レベル1 (緑色:低リスク) 警戒態勢

レベル2 (黄色:中リスク) 監視

レベル3 (オレンジ色:高リスク) 監視強化

レベル4 (赤色:極めて高リスク) 感染の危険性

なお、アテネについてはレベル3に指定されており、これまでの制限と異なる主な点として

- 1 レストラン等飲食店における人数制限
 - (1) 1テーブルの利用は4人までとする。
 - (2) 客数は飲食店の定員の50%までとする。
- 2 タクシー・乗用車(7人乗りまでの車両)の乗車人数 運転手を含め3名までとする。

が挙げられます。

- 2 地域別制限措置(10月12日~25日)
 - 1 対象地域 (アテネの行政区分以外は「郡」ごと)

(1) レベル1 緑色(低リスク)

エヴロス、カヴァラ、タソス、ドラマ、セレス、リムノス、セスプロティア、アルタ、エヴリタニア、フォキダ、スポラデス、レフカダ、ケファロニア、イタキ、イリア、アルカディア、メッシニア、アンドロス、ティノス、シロス、ミロス、イカリア、カリムノス、ハニア、レシムノン、ラシーシ、カルパソス・カソス

(2) レベル2 黄色(中リスク)

ロドピ、クサンシ、キルキス、テサロニキ、ハルキディキ、フロリナ、イマシア、ピエリア、グレヴェナ、ラリサ、マグニシア、ケルキラ(コルフ)、プレヴェザ、エトロアカルナニア、フシオティダ、ビオティア、コリンシア、アルゴリダ、ラコニア、ヒオス、パロス、ナクソス、コス、ロドス

(3) レベル3 オレンジ色(高リスク)

ペラ、コザニ、カストリア、イオアニナ、トリカラ、カルディッツア、レスボス、東アッティカ、西アッティカ、アッティカ諸島、アテネ西部、アテネ中央部、アテネ北部、アテネ南部、ピレウス、ケア・キスノス、ザキンソス、アハイア、サモス、ミコノス、ティラ(サントリーニ)、イラクリオン

(4) レベル4 赤色(非常に高いリスク) 該当地区なし

2 措置内容

(1) レベル1 緑色(低リスク)

ア マスク着用義務

- ・屋内の職場(個室での1人勤務を除く)
- ・屋外で周囲と1.5メートル以上の間隔を保てない場合

イ 集会・公的イベント・社会行事等(屋内・屋外、公的・私的な場所を問わない)

- 100人まで可
- ・マスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務

ウ 公共サービス(役場等)

- ・客・職員等はマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- ハイリスクグループはテレワークかバックオフィス勤務により保護

工 民間企業

- ・客・職員等のマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- ハイリスクグループはテレワークかバックオフィス勤務による保護

オ 公共交通機関・タクシー・自家用車

- ・公共交通機関・タクシーでのマスク着用義務
- ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客65%まで
 - ・フェリー等船舶は乗客80%、キャビン付きは85%まで
- ※出発地点が基準
- ※タクシー、自家用車等では、未成年の子供は親と同乗時には、人数制限対象 外

カ 食料品店(スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- 概ね100平方メートルに4人まで
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務、列は5人まで

キ 小売店舗

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- 概ね100平方メートルに4人まで
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務、列は5人まで
- ・キオスクは、店員のみマスク着用義務、アルコール飲料は午前1時~午前5時は禁止

ク レストラン等飲食店

- ・従業員のマスク着用義務
- 1テーブル6人まで
- 定員80%まで
- ・午前1時~午前5時は営業禁止(デリバリー、テイクアウェイ、ドライブスルーは、アルコール飲料を除き可)
- ※立食は禁止
- ※バーカウンター席は互いに 1. 5メートル以上の間隔とする(ペアの場合は可)

ケ 娯楽センター、冠婚葬祭・イベント会場等

- ・1テーブル6人まで
- ・定員300人以上の施設は、定員50%または最大500人まで
- ・定員300人までの施設は、定員65%または最大200人まで
- ※立食は禁止

- コ コンサートホール等
- ・従業員等はマスク着用義務
- ・1テーブル6人まで
- ・定員300人以上の施設は、定員50%または最大500人まで
- ・定員300人までの施設は、定員65%または最大200人まで
- ・午前1時~午前5時は営業禁止
- ※立食は禁止
- ※バーカウンター席は互いに1.5メートル間隔とする(ペアの場合は可)

サ 理髪店、エステ等

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- 概ね100平方に4人まで
- ・周囲と2メートル以上の間隔を保つ義務
- 予約制義務

シ 病院・診療所等

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務

ス 社会福祉施設等

- ・客・職員ともにマスク着用義務
- 訪問者制限
- 高齢者施設等は訪問者禁止
- ・KAPI 高齢者センター (Elderly Open Protection Center) は運営禁止

セ 遺跡等(屋外施設)

- ・ガイド・従業員にマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務

ソ 博物館等 (室内施設、洞窟)

- ・マスク着用義務
- ・周囲と2メートル以上の間隔を保つ義務
- 10平方に1人まで
- 団体は20人まで

タ 映画館(屋外・室内含む)

- ・マスク着用義務
- 定員65%まで
- ※休憩時間は禁止
- ※10月22日以降は電子チケットのみ可

チ スポーツ施設(競技、練習等)

- ・観客禁止
- ・施設種類・規模別に人定員数制限

ツ カンファレンス・博覧会等

- ・マスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上間隔を保つ義務
- 参加者は、最高200人、5平方メートルに1人まで
- ※保健・衛生規則 (https://gga.gov.gr)

テ エレベーター/エスカレーター

乗員は定員の40%まで

(2) レベル2 黄色(中リスク)

ア マスク着用義務

- ・屋内の職場(個室での1人勤務を除く)
- ・屋外で周囲と1.5メートル以上の間隔が保てない場合

イ 集会・公的イベント・社会行事等(屋内・屋外、公的・私的な場所を問わない)

- ・50人まで可(51人以上は禁止)
- マスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務

ウ 公共サービス(役場等)

- ・客・職員等のマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- ・主に予約制
- ・ハイリスクグループの保護措置とテレワーク20%義務

エ 民間企業

- ・客・職員等のマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- 主に予約制
- ・ハイリスクグループの保護措置とテレワーク20%義務

オ 公共交通機関・タクシー・自家用車

・公共交通機関・タクシー及び駅、乗車待合場所でのマスク着用義務

- ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客65% まで
- ・フェリー等船舶は乗客65%、キャビン付きは70%まで
- 7人乗りの自家用車とタクシーは運転手を含めて4人まで
- ・8、9人乗りの自家用車とタクシーは運転手含めて6人まで
- ※出発地点が基準
- ※タクシー、自家用車等では、未成年の子供は親と同乗時には、人数制限対象 外
- カ 食料品店 (スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)
- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- ・概ね100平方メートルに4人まで
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務、列は5人まで
- ・買い物カゴの消毒

キ 小売店舗

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- ・概ね100平方メートルに4人まで
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務、列は5人まで
- ・キオスクは、店員のみマスク着用義務、アルコール飲料は午前 0:30時~午前5時は販売禁止

ク レストラン等飲食店

- ・従業員のマスク着用義務
- ・客は待ち時間にはマスク着用義務
- ・1テーブル6人まで
- 定員65%まで
- ・午前〇:3〇時~午前5時は営業禁止(デリバリー、テイクアウェイ、ドライブスルーは、アルコール飲料を除き可)
- ※立食は禁止
- ※バーカウンター席は互いに 1. 5メートル以上の間隔とする (ペアの場合は可)

ケ 娯楽センター、冠婚葬祭・イベント会場等

- 従業員等はマスク着用義務
- 1テーブル6人まで
- ・定員300人以上の施設は、定員50%・または最大300人まで
- ・定員300人までの施設は、定員50%または最大150人まで
- 午前0:30時~午前5時は営業禁止
- ※立食は禁止

- コ コンサートホール等
- ・従業員等はマスク着用義務
- 1テーブル4人まで
- ・定員300人以上の施設は、定員50%または最大200人まで
- ・定員300人までの施設は、定員50%または最大100人まで
- 午前0:30時~午前5時は営業禁止
- ※立食は禁止
- ※バーカウンター席は互いに1.5メートル間隔とする(ペアの場合は可)

サ 理髪店、エステ等

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- 概ね100平方に4人まで
- ・周囲と2メートル以上の間隔を保つ義務
- 予約制義務

シ 病院・診療所等

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- 付き添いは1人まで
- ・予定手術等は20%減少(原則)

ス 社会福祉施設等

- ・客・職員ともにマスク着用義務
- 訪問者制限
- 高齢者施設等は訪問者禁止
- ・KAPI 高齢者センター (Elderly Open Protection Center) は運営禁止

セ 遺跡等 (屋外施設)

- ・ガイド・従業員にマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務

ソ 博物館等(室内施設、洞窟)

- マスク着用義務
- ・周囲と2メートル以上の間隔を保つ義務
- 15平方に1人まで
- 団体は10人まで

タ 映画館(屋外・室内含む)

- ・マスク着用義務
- 定員50%まで
- ※休憩時間は禁止
- ※10月22日以降は電子チケットのみ可

- チ スポーツ施設 (競技、練習等)
- 観客禁止
- ・施設種類・規模別に概ね定員75%まで
- ※保健・衛生規則(https://gga.gov.gr)
- ツ カンファレンス・博覧会等
- ・マスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- ・参加者は、最高100人、10平方メートルに1人まで

テ エレベーター/エスカレーター

乗員は定員の40%まで

(3) レベル3 オレンジ色(高リスク)

ア マスク着用義務

- 屋内の職場(個室での1人勤務を除く)
- ・屋外で周囲と1.5メートル以上の間隔を保てない場合
- イ 集会・公的イベント・社会行事等(屋内・屋外、公的・私的な場所を問わない)
- 9人まで可
- マスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- ウ 公共サービス(役場等)
- ・客・職員等のマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- 予約制は義務、緊急案件は優先
- ・ハイリスクグループの保護措置に加えテレワーク40%義務

エ 民間企業

- ・客・職員等のマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- 予約制は義務、緊急案件は優先
- ・テレワーク40%義務

オ 公共交通機関・タクシー・自家用車

・公共交通機関・タクシー及び駅、乗車待合場所でのマスク着用義務

- ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客65% まで
- ・フェリー等船舶は乗客50%、キャビン付きは55%まで
- 7人乗りの自家用車とタクシーは運転手を含めて3人まで
- ・8、9人乗りの自家用車とタクシーは運転手含めて5人まで
- 大型自動車は運転手含めて5人まで
- ※出発地点が基準
- ※タクシー、自家用車等では、未成年の子供は親と同乗時には、人数制限対象 外

カ 食料品店 (スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- ・概ね100平方メートルに4人まで
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ、列は5人まで
- ・買い物カゴの消毒
- 営業開始時間を1時間前に拡大可能

キ 小売店舗

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- ・概ね100平方メートルに4人まで
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔保持義務、列は5人まで
- ・営業開始時刻は午前10時以降
- ・キオスクは、店員のみマスク着用義務、アルコール飲料は午前 0 時~午前 5 時は販売禁止

ク レストラン等飲食店

- ・従業員のマスク着用義務
- ・客は待ち時間にはマスク着用義務
- 1テーブル4人まで
- ・定員50%まで。ライブミュージックの場合は30%まで
- ・午前 0 時~午前 5 時は営業禁止(デリバリー、テイクアウェイ、ドライブスルーは、アルコール飲料を除き可)
- ※立食は禁止
- ※バーカウンター席は互いに 1. 5メートル以上の間隔とする(ペアの場合は可)

ケ 娯楽センター、冠婚葬祭・イベント会場等

- ・従業員等はマスク着用義務
- ・ライブミュージック禁止
- ・1テーブル4人まで
- ・定員300人以上の施設は、定員30%または最大150人まで
- ・定員300人までの施設は、定員30%または最大90人まで

- 午前0時~午前5時は営業禁止
- ※立食は禁止
- コ コンサートホール等
- ・従業員等はマスク着用義務
- ・1テーブル4人まで
- ・定員300人以上の施設は、定員30%・100人まで
- ・定員300人までの施設は、定員20%または最大50人まで
- ・午前0時~午前5時は営業禁止
- ※立食は禁止
- ※バーカウンター席は互いに1.5メートル間隔とする(ペアの場合は可)

サ 理髪店、エステ等

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- 概ね100平方に4人まで
- ・周囲と2メートル以上の間隔を保つ義務
- 予約制義務

シ 病院・診療所等

- ・営業時間は、平日は午前7時~午後10時、土は午前7時~午後9時の間
- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- ・付き添いは1人まで
- ・予定手術等は40%減少(原則)

ス 社会福祉施設等

- ・客・職員ともにマスク着用義務
- 訪問者禁止
- KAPI 高齢者センター (Elderly Open Protection Center) は運営禁止

セ 遺跡等(屋外施設)

- ・ガイド・従業員にマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔保持義務

ソ 博物館等(室内施設、洞窟)

- ・マスク着用義務
- ・周囲と2メートル以上の間隔を保つ義務
- 20平方に1人まで
- 団体は禁止

タ 映画館(屋外・室内含む)

・マスク着用義務

- 定員30%まで
- ※休憩時間は禁止
- ※10月22日以降は電子チケットのみ可

チ スポーツ施設 (競技、練習等)

- ・観客禁止
- ・施設種類・規模別に概ね定員50%まで
- ※保健・衛生規則(https://gga.gov.gr)

ツ カンファレンス・博覧会等

- ・マスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務、
- 参加者は、最高50人、15平方メートルに1人まで
- ・博覧会・展覧会等は禁止

テ エレベーター/エスカレーター

- ・乗員は定員の20%まで
- ・エスカレーターがある場所ではエレベーターは原則使用禁止

(4) レベル4 赤色(非常に高いリスク)

ア マスク着用義務

- ・職場室内
- 屋外全て

イ 集会・公的イベント・社会行事等(屋内・屋外、公的・私的な場所を問わない)

• 禁止

ウ 公共サービス(役場等)

- ・客・職員等のマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- 訪問は緊急時のみ、予約制で
- ・職員数は必要最小限
- ハイリスクグループはテレワーク制等が義務

エ 民間企業

- ・客及び職員等のマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- ・職員数は運営必要最小限、テレワーク

訪問は緊急時のみ、予約制で

オ 公共交通機関・タクシー・自家用車

- ・公共交通機関・タクシー及び駅、乗車待合場所でのマスク着用義務
- 対象地域(郡)からの移動禁止
- ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客50% まで
- フェリー等船舶は乗客50%、キャビン付きは55%まで
- 7人乗りの自家用車とタクシーは運転手を含めて2人まで
- ・8、9人乗りの自家用車とタクシーは運転手含めて3人まで
- ・ワンボックス車等大型自動車は運転手含めて4人まで
- ※出発地点が基準
- ※タクシー、自家用車等では、未成年の子供は親と同乗時には、人数制限対象 外

カ 食料品店(スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- ・概ね100平方メートルに4人まで
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務、列は5人まで
- ・買い物カゴの消毒
- · 日曜営業可能

キ 小売店舗

・営業停止

ク レストラン等飲食店

・営業禁止(デリバリー、テイクアウェイ、ドライブスルーは可)

ケ 娯楽センター、冠婚葬祭・イベント会場等

- 営業禁止
- コ コンサートホール等
- ・営業禁止

サ 理髪店、エステ等

・営業禁止

シ 病院・診療所等

- ・客・従業員ともにマスク着用義務
- ・周囲と1.5メートル以上の間隔を保つ義務
- ・付き添いは1人まで
- ・予定手術等は60%減少(原則)

- ス 社会福祉施設等
- ・客・職員ともにマスク着用義務
- 訪問者禁止
- ・KAPI 高齢者センター (Elderly Open Protection Center) は運営禁止
- セ 遺跡等 (屋外施設)
- ・運営禁止
- ソ 博物館等 (室内施設、洞窟)
- ・運営禁止
- タ 映画館(屋外・室内含む)
- 営業禁止
- チ スポーツ施設 (競技、練習等)
- ・個人トレーニングのみ可
- ツ カンファレンス・博覧会等
- ・禁止
- テ エレベーター/エスカレーター
 - 乗員は店員の10%まで
 - ・エスカレーターがある場所ではエレベーターは原則使用禁止

- (5) その他(上記措置(レベル1~4)に共通する事項)
- ア 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、宗教的儀式 (冠婚葬祭含む)を行う者はマスク着用義務を負わない。
- イ 航空機内及び空港内ではマスク着用を義務づける。
- ウ 個人に対する違反金は原則として150ユーロ。個人が禁じられたイベント等を開催した場合の違反金は数千ユーロ以上となる場合がある。病院内でのマスク着用義務違反は300ユーロ。
- エ 高齢者福祉施設では、利用者の健康状態を毎日観察・報告する。従業員が5日間以上の休暇から復帰する場合等には、48時間以内に実際されたPCR検査(陰性)結果提示義務を負う。
- オ クルーズ船には入国制限全般が適用され、初回寄港地はヴォロス、イラクリオン、カタコロス、ケルキラ、ピレウス、ロドスに限る。クルーズ船を除くレジャー船は、定員12人以上のものは定員総数から12を引き、2で割ったものを12に足したものを上限とする。観光船は乗客数上限80%までとし、

乗客相互の間隔1.5メートル以上の確保を義務とする。海外からのレジャー船・観光船は乗客49人まで。

カギリシャ全土の難民キャンプに外出制限を課す。

キ コンサート、演劇、映画館等は、10月22日から電子チケットのみ可とする。

在ギリシャ日本国大使館

電 話:210-670-9910、9911

F A X: 210-670-9981

H P: http://www.gr.emb-japan.go.jp

メール: consular@at. mofa. go. jp